

令和元年度
教育に関する事務の点検・評価
報告書（概要版）

令和2年9月

寝屋川市教育委員会

点検・評価方法

1 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、令和元年度の主な事業としており、実施計画の進行管理を意識した取組とします。

【参考】 教育大綱実施計画

教育大綱が示す基本理念の実現に向け、施策・事務事業等を戦略かつ総合的に示した実施計画であり、第五次寝屋川市総合計画との整合を意識した取組としている。

3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととします。
- (2) 点検・評価に当たっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入っただき、御意見や御助言をいただきます。

【学識経験者】

大阪商業大学 的場 啓一 教授

兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

寝屋川市教育大綱推進体制一覧表

教育大綱 4つの基本方針	教育大綱重点取組	総合評価	総合計画における構成取組（令和元年度）	評価
生きる力、学ぶ力を育む	小中一貫教育の推進 (特色ある中学校区づくり)	A	小中一貫教育推進事業	A
			小中一貫校の設置事務	B
			寝屋川教育フォーラム開催事業	A
			教育関係職員研修事業	A
			ドリームプラン推進事業	A
	自ら学ぶ力の育成	A	英検受検料補助事業	A
			外国人英語講師派遣事業	A
			イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
			英語村（英語力向上プラン）事業	A
			I C T教育推進事業	B
			小・中学校休業日等学習支援事業	B
			少人数教育推進事業	A
			少人数学級推進事業	A
			学力向上支援人材事業	A
			学習到達度調査事業	B
			教育相談事業	A
			教育活動支援人材活用事業	A
	児童生徒支援人材派遣事業	A		
スクールソーシャルワーカー配置事業	A			
スクールカウンセラー配置事業	A			
特色ある就学前教育の推進	A	特色ある幼稚園づくり事業	A	
		子育てステップ活用事業	A	
		地域人材活用事業	A	
安心して学べる環境で育む	教育環境の支援・充実	A	小学校給食運営事業	A
			小学校調理業務委託事業	B
			中学校給食運営事業	B
			義務教育就学援助事業	A
			私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A
			通学路安全対策事業	A
			教職員健康管理事務	A
	教育環境の整備	A	児童安全安心事業	A
			プール改修事業	A
			屋内運動場改修事業	A
地域の絆で育む	地域教育力の活性化	A	地域教育協議会活動推進事業	B
			学校安全体制整備推進事業	B
			ねやがわ子どもフォーラム事業	A
			家庭教育サポートチーム派遣事業	A
			家庭教育学級事業	A
			子どもへの暴力防止プログラム	A
			学校支援地域本部事業	B
	青少年の健全育成	A	放課後子供教室推進事業	A
			留守家庭児童会児童健全育成事業	A
			青少年リーダー育成事業	B
			青少年の居場所づくり事業	A
			成人式事業	A
			青少年健全育成事業	A
			生涯の学びを育む	文化芸術の振興
スポーツ活動の振興	B	文化施策振興事業		B
		生涯スポーツ事業		B
		競技スポーツ事業		B
学習活動の充実	B	市民体育館管理運営事業		B
		日本語よみかき促進事業		A
		成人教育講座事業		A
		まちのせんせい活用事業		B
		生涯学習推進調整事務		B
		利用者サービス事業		B
		I C T化推進事業		A
		子ども読書活動推進事業	B	
読書普及啓発事業	B			
障害者・高齢者・多文化サービス事業	B			

教育大綱重点取組

小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小中一貫教育推進事業	A	②小中一貫校の設置事務	B	③寝屋川教育フォーラム開催事業	A
④教育関係職員研修事業	A	⑤ドリームプラン推進事業	A		

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～令和元年度）

平成17年度から小中一貫教育の下、各中学校区において9年間で目指す子ども像を明確にし、特色ある中学校区づくりを推進する中で、子どもたちの学力、心力、体力の向上を図っている。

これまでの取組の成果や法改正の動き、国における調査報告等を踏まえ、家庭・地域等との連携の下、更なる小中一貫教育の推進を図る。

アドバイザーからの意見

- ・ 施設一体型小中一貫校について、初めに設置する学校は、その後の学校施設に影響を与えていくことがあるため、財政面についても考慮して進める必要がある。
- ・ 学校施設の整備において、日程変更は珍しいことではないが、ただ延期になるだけではなく、ニーズ把握や関係者との意思疎通を図り、より良い学校となるように努めていただきたい。
- ・ 知識の優劣よりも、考える力が求められる社会になってきている。将来、活躍できる人材の育成のためにも、寝屋川市の特色として「考える力」の確立を進めていただきたい。

総合評価

A

教育改革を推進し、寝屋川市だから学ぶことができる教育内容、教育環境等の実現のため、研修計画の作成及び先進校への視察を行い、「考える力」の確立に向けた取組のほか、施設一体型小中一貫校の設計事業者の選定など令和5年度中の開校に向け事業を進め、特色ある「寝屋川教育」の実現に向けた取組を行うことができた。

今後も、市内外から選んでいただける教育の実現を目指し、特色ある取組を進めていく必要がある。

教育大綱重点取組

自ら学ぶ力の育成

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①英検受検料補助事業	A	②外国人英語講師派遣事業	A	③イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	A
④英語村（英語力向上プラン）事業	A	⑤ICT教育推進事業	B	⑥小・中学校休業日等学習支援事業	B
⑦少人数教育推進事業	A	⑧少人数学級推進事業	A	⑨学力向上支援人材事業	A
⑩学習到達度調査事業	B	⑪教育相談事業	A	⑫教育活動支援人材活用事業	A
⑬児童生徒支援人材派遣事業	A	⑭スクールソーシャルワーカー配置事業	A	⑮スクールカウンセラー配置事業	A

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～令和元年度）

児童生徒の学力向上を図るため、少人数教育の推進、ICTを活用した授業、放課後などの学習の場の充実、生活改善などを通して、きめ細かな指導を実現することで、学ぶ習慣・意欲の向上、学力向上を目指す。また、英語村事業、外国人英語講師の配置、英検受検料の補助、イングリッシュプレゼンテーションコンテスト等により、英語力の向上に努めるとともに、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション力の育成を図る。さらに、支援人材等を有効活用することで、不登校、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止のための開発的生徒指導を推進する。市立学校の教職員の資質向上を図り、学校教育内容の充実に努める。

アドバイザーからの意見

- ・ イングリッシュプレゼンテーションコンテストについて、発表する場を設定することで、より生徒たちの学習意欲が高くなると考えられる。
- ・ ICT機器の活用については、家庭の教育環境の格差解消にも有効な施策である。ハード面の整備に続きソフト面の充実も図っていただきたい。
- ・ 少人数教育推進事業については、複数教員での授業の際は、児童の混乱を避けるため、教え方の共有が重要である。また、アンケートで「分かりやすい」と答えなかった児童の理由を把握することで、改善につながる。
- ・ 地域のつながりが希薄になっている現代においては、各家庭での問題解決を、行政が担わざるを得なくなっており、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの役割はより重要になっている。
- ・ コロナウイルスの影響によって児童・生徒のニーズ把握が難しくなっている。withコロナの時代に合わせた、新たなニーズの把握と支援を行っていく必要がある。

総合評価

A 各種市費人材の活用を通じた魅力ある授業作りや少人数教育の推進等により、子どもたちの学ぶ意欲を高めるとともに、個に応じた丁寧な指導を行うことができている。また、授業者及び学習者のICT機器の活用も進み、情報モラルを含めた、子どもたちのメディアリテラシーの向上が図られている。

英語教育に関しては、NETの効果的な活用による授業改善や、日々の授業との関連を意識して臨む英語村やイングリッシュプレゼンテーションコンテストの実施により、確実に子どもたちの英語力が伸びている。

生徒指導では、小中連携ケース会議の実施やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家の活用、関係諸機関との連携や教育相談活動の充実等により、子どもたちの安全・安心な生活につながっている。

今後、それぞれの取組を進めるとともに、事業間の連携を深め、その教育効果を更に高めていく。

教育大綱重点取組

特色ある就学前教育の推進

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①特色ある幼稚園づくり事業	A	②子育てステップ活用事業	A	③地域人材活用事業	A
---------------	---	--------------	---	-----------	---

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～令和元年度）

異年齢交流や年齢に応じた体力づくり等を推進する「特色ある幼稚園づくり事業」や、幼児の成長と保護者の子育てを支援する「子育てステップ」の活用、地域社会との連携を深める「地域人材活用事業」の実施などにより、特色ある就学前教育を推進する。

アドバイザーからの意見

- ・ 家庭と幼稚園とが一体となって子どもを育てていくことを家庭にも理解していただくことが重要であり、その上で、地域との連携などの効果が高まっていく。
- ・ 保護者がネットネイティブの世代になっている時代においては、利用に際してのリスクもあるが、子育てにおける利便性も高いため、ネット利用のメリット・デメリットを学んでいただき、活用していく必要がある。

総合評価

A

絵本の読み聞かせや伝承遊びを通じた未就園児や地域の方々との交流、スポーツを通じた小学生との交流等、異年齢間交流を推進することにより、相手に自分の意思を伝えること、相手の話をきちんと聞くこと等、気持ちの伝え合いを促進し、心の成長につながった。

また、「保育所園・こども園・幼稚園連携の集い」、「教育研究活動」等により、幼稚園間及び小学校と幼稚園の教員の連携を図り、幼小の円滑な接続に取り組んだ。

教育大綱重点取組

教育環境の支援・充実

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小学校給食運営事業	A	②小学校調理業務委託事業	B	③中学校給食運営事業	B
④義務教育就学援助事業	A	⑤私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A	⑥通学路安全対策事業	A
⑦教職員健康管理事務	A				

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～令和元年度）

経済的事情によって幼稚園、小学校、中学校への就学（園）が困難な子どもの保護者に対して必要な援助を行い、より円滑な就学（園）を支援するとともに、通学路の安全対策の実施や栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供により子どもたちの安全と健康をサポートする。

アドバイザーからの意見

- ・ 通学路の安全対策については、様々な関係機関と連携し、ハード面の整備が行われていることの評価は高い。児童生徒に対する安全意識の醸成などのソフト面を整えることで、更に効果が表れてくる。
- ・ 教職員の健康管理については、出退勤システムの導入による出退勤時間の記録だけではなく、傾向等を分析し、その分析結果をどのように働き方改革へつなげていくかが重要である。

総合評価

A

幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒が安心して学べる教育環境の充実
は、刻々と変化する社会情勢を踏まえ、様々な施策を実施する必要がある。
その中で、温かい給食提供に向けた改善・工夫を行い、市民ニーズに対し
て早期に対応し、教育環境の充実を図ることができた。
また、児童生徒に対してより効果的な教育活動を行うことができる環境づ
くりのため、ICカードによる学校出退勤管理システムを導入し教職員や学校
現場で働く市職員の働き方改革を更に推進することができた。
今後も、これまでの取組を踏まえ、社会情勢等に対応した、子どもたちの
学びを支える教育環境を充実していく必要がある。

教育大綱重点取組

教育環境の整備

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①児童安全安心事業	A	②プール改修事業	A	③屋内運動場改修事業	A
③小中学校施設改修事業	A				

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～令和元年度）

児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、児童安全安心事業、プール改修事業、屋内運動場改修事業、小中学校施設改修事業等に取り組み、教育環境の充実を目指し、計画的に学校施設の整備に取り組む。

アドバイザーからの意見

- ・ 屋内運動場のエアコン設置については、他市との差別化を図ることができる事業である。
- ・ 学校施設は地域の避難所としての役割も担っているが、地震に加え、近年では様々な災害を想定し、対応できるよう整備していく必要がある。

総合評価

A

児童安全安心事業については、GPS端末貸与時期の見直しを行い、令和元年度は7月中旬に貸与することができ、夏季休業期間の安全安心に寄与できた。

また、学校施設の経年化対策として、プール改修、屋内運動場の屋根・床改修の継続実施により、児童生徒が安全で快適に学べるとともに、避難所としての役割も果たせるよう教育・学習環境を整備することができた。小中学校特別教室のエアコン設置についても、8月末までに小中学校36校に設置することができ、更なる安全で安心な教育・学習環境を確保できた。今後については、引き続き、公共施設等総合管理計画に基づく個別の施設計画策定に向けた取組を進める。

教育大綱重点取組

地域教育力の活性化

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①地域教育協議会活動推進事業	B	②学校安全体制整備推進事業	B	③ねやがわ子どもフォーラム事業	A
④家庭教育サポートチーム派遣事業	A	⑤家庭教育学級事業	A	⑥子どもへの暴力防止プログラム	A
⑦学校支援地域本部事業	B				

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～令和元年度）

地域コミュニティを更に活性化するために、講演会やイベント、子ども安全見守り隊等を活用し、学校・家庭・地域・行政が連携して社会全体で子どもを守る環境を構築する。

また、子育て等に不安や悩みを抱える保護者に対し、家庭教育サポーターを派遣し、支援を行うことや、講演会等を通じて、学校・家庭・地域の在り方を考える機会を提供する。

アドバイザーからの意見

- ・ 学校安全体制整備推進事業については、見守り活動参加者の高齢化が進んでいる中で、他市ではボランティアに依存せず、予算を確保して担い手を増加させる取組や、民間企業への協力を働き掛けている事例もあるため、参考にさせていただきたい。
- ・ ねやがわ子どもフォーラムは、参加者の内訳を分析し、問題意識を持った一部の保護者の参加にならないよう、来ていただきたい人に来ていただけるよう工夫をする必要がある。
- ・ 地域パトロールカーの担い手不足について、運送会社などの民間企業に協力をいただいている自治体もある。見守り隊という枠を超えた取組も有効である。
- ・ 家庭教育サポート派遣事業については、withコロナの時代に合わせ、オンラインを含めた訪問以外の方法でも行えるように対応していただきたい。

総合評価

A 家庭教育サポーターの配置により、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対する支援が着実に行えた。更なる支援の拡充のため、活動時間の見直しも視野に入れる必要がある。

地域における活動に関し、地域の担い手の高齢化等が課題であり、現役世代の取り込み策を検討する必要がある。

今後、新たな地域コミュニティとして、「学校運営協議会制度」の導入に向け、関係各課と連携した検討により、地域教育力の向上に向けた取組を進める。

教育大綱重点取組

青少年の健全育成

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①放課後子供教室推進事業	A	②留守家庭児童会児童健全育成事業	A	③青少年リーダー育成事業	B
④青少年の居場所づくり事業	A	⑤成人式事業	A	⑥青少年健全育成事業	A

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～令和元年度）

全ての児童にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、「放課後子供教室事業」及び「留守家庭児童会事業」を実施する。

子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学6年生までに拡充されたことを受け、入会児童の増加に伴う、環境整備を実施する。

市内在住・在学の小学生からおおむね30歳までの若者が、社会体験、ボランティア活動やキャンプ活動を通じて、次代を担う青少年リーダーを育成する。

中学生以上の青少年が、安全・安心に集える場所として青少年の居場所を増設する。

アドバイザーからの意見

- ・ 青少年リーダーの育成について、担い手が減少しており、周知活動に努めることも重要であるが、ニーズが少ないのであれば見直しの必要性もある。
- ・ 青少年の居場所づくり事業について、寝屋川市は先進的に進めており、良い取組である。今後は、施設での経験を社会でいかせるような取組を推進するとともに、利用者数の増加の要因を分析し、今後の一層の充実と改善に役立てていただきたい。
- ・ 放課後子供教室推進事業は平成30年度に市立全小学校に導入され、拡充が図られたが、事業内容が現在のままで良いのかは引き続き検討をしていく必要がある。

総合評価

A

留守家庭児童会について、アンケート調査から市民ニーズを把握した中で、指導員の万全な体制整備を図り、土曜日開所等を実施することで、安全・安心なサービスの提供につながった。

また、青少年の居場所づくり事業では、研修・会議を適宜行いスタッフの人材育成を図ることで、利用者満足度が高く、安心して利用できる施設運営を図れており、青少年の健全育成につながった。

今後も、市民ニーズを把握しながら、青少年の健全育成につながる事業推進を図っていく必要がある。

教育大綱重点取組

文化芸術の振興

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①アルカスホール管理

A

②文化施策振興事業

B

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～令和元年度）

地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関するきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進する。

また、活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の獲得など、文化芸術活動の活性化を図る。

アドバイザーからの意見

- ・ アルカスホールの稼働率は、ほかの公共施設と比べ、とても高い数値となっている。今後は、新型コロナウイルスによる影響を見据えて、専門家の意見を踏まえた利用基準を設けるなど、市民が安心して利用できる環境を整えることも必要であると考えます。
- ・ アルカスホールにおいて、指定管理者の自主事業による入場者数が増加しており評価できる。公共の文化施設としての役割を果たすため、今後も市民の意見を取り入れた事業を行っていただきたい。

総合評価

A

アルカスホールにおいては、スタインウェイピアノを活用した事業の実施、また、寝屋川市民音楽祭やピラティス教室、落語会など、積極的に自主事業を実施したこと等により利用者も9万人を超えることができた。

寝屋川文化芸術祭においては、子どもからシルバー世代の方まで、全ての世代の方に、文化芸術に「みる」「きく」「ふれる」機会や活動・発表・鑑賞の場を提供することができた。

また、囲碁・将棋の講座を開催することにより、子どもたちに対する礼儀礼節や、青少年の健全育成に寄与することができた。

今後は、このような事業を展開していく中で、文化芸術に関する各種団体を育成・支援するなど、市民が自主的に文化芸術活動を行うための環境づくりの充実に努めていく。

教育大綱重点取組

スポーツ活動の振興

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①生涯スポーツ事業	B	②競技スポーツ事業	B	③市民体育館管理運営事業	B
-----------	---	-----------	---	--------------	---

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～令和元年度）

誰もがそれぞれのライフスタイルや目的に合わせ、生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する。

アドバイザーからの意見

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考えながら、安全安心に実施できる基準を市で定め、今後も事業に取り組んでいただきたい。
- ・ 生涯スポーツは健康寿命を延ばすためには重要であり、なぜ生涯スポーツが必要なのかを市民の方へ伝えていくため、参加者の健康寿命を測定するなどの啓発活動を行うことについても検討していただきたい。
- ・ 競技スポーツについては、withコロナの時代においては活動が困難であるが、安全に活動できるよう工夫を凝らし、現在の環境でも行えるよう取り組んでいただきたい。

総合評価

B

新型コロナウイルスの影響により、生涯スポーツ事業、競技スポーツ事業及び市民体育館管理運営事業すべてにおいて目標を下回った。しかし、生涯スポーツ事業では、「ねやがわプールズ」を開催し、子どもたちの夏の思い出づくりに寄与することができた。また、スポーツ環境の整備に関しては、特に、市民体育館においては指定管理者と連携しながら、年間を通してスポーツ活動の場の提供に努めることができた。

天候の影響によりイベント中止になった場合、目標値を下回ってしまうことから、天候に関係なくできるイベントの開催など市民が常にスポーツ・レクリエーション等に親しめる事業等の検討に努めるとともに、引き続き、市民体育館を含めた社会体育施設において、利用者が安全で快適に活動できるよう環境整備の充実を図る。

教育大綱重点取組

学習活動の充実

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①日本語よみかき促進事業	A	②成人教育講座事業	A	③まちのせんせい活用事業	B
④生涯学習推進調整事務	B	⑤利用者サービス事業	B	⑥ICT化推進事業	A
⑦子ども読書活動推進事業	B	⑧読書普及啓発事業	B	⑨障害者・高齢者・多文化サービス事業	B

教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～令和元年度）

誰もが、いつでも、どこでも学習活動に取り組むことができる学習の場を整備するとともに、幅広い学習情報を提供し、学習機会の確保に取り組む。

また、地域人材の養成や市民が学び得た成果を通じて地域に還元していく取組を進める。

アドバイザーからの意見

- ・ まちのせんせい活用事業は、派遣先のニーズを把握し、その技能を持っている方に、新たにまちのせんせいになっていただけるよう働き掛けるなど、視点を変えて、積極的な運営も目指していただきたい。
- ・ 小さい頃の読書習慣が後の学力につながるため、様々な公共施設が連携するなど、子どもたちが気軽に本を借りられるような環境を整えていただきたい。
- ・ 電子書籍が普及している中で、改めて公立図書館の役割を考える必要がある。また、図書の貸出業務だけでなく、ICTの活用や、視覚障害者向けの読み聞かせ等、行政だからできるサービスを充実させることが、市民の心の豊かさを育むことにつながると思う。

総合評価

B

市民のニーズに対応した各種事業（日本語よみかき学級・成人教育講座・まちのせんせい活用事業）を実施し、生涯学習を推進することができた。生涯学習の場の提供については、現在、中央公民館が休館となっており、新たな市民活動の拠点となる生涯学習施設の再構築について検討を進める必要がある。

図書館運営全般については、中央図書館休館後の対応策として、臨時図書館や産業振興センターに学習室を設置し、学習の場として市民に提供することができた。今後は、(仮称)新中央図書館の整備に向けて、課題が多い中ではあるが、その時々の方策を検討し、開設につなげていきたい。